

通風口の配置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

通風口の配置に関する事項

改正理由

2014 年 5 月に開催された第 93 回海上安全委員会(MSC93)において、液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則である IGC コードの改正が決議 MSC.370(93)として採択された。当該決議により、液化ガスばら積船における通風用ダクト、空気取入口、排気口等の通風口は IEC 60092-502 に従った配置が要求されることとなった。

IEC 60092-502 においては、危険場所の空気取入口の非危険場所への設置等が要求されており、当該配置要件は、対象となる区画の爆発性雰囲気に関する危険場所のレベルを維持するための重要な要件であることから、液化ガスばら積船に限らずタンカー及び危険化学品ばら積船にも適用すべきと考える。

このため、IEC 60092-502 に基づき、タンカー及び危険化学品ばら積船における通風口の配置要件を規定した。

改正内容

機械通風装置用の通風用ダクト、空気取入口及び排気口の配置要件を IEC 60092-502 に従って規定した。